

様式第 1 号

建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料計算書

1. 判定の別

判定の別		
計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	(法第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項)	<input type="checkbox"/>
計画変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定	(法第 12 条第 2 項又は第 13 条第 4 項)	<input type="checkbox"/>
軽微な変更に関する証明書の交付	(省令第 11 条)	<input type="checkbox"/>

2. 手数料計算

区分	用途	床面積	評価方法	手数料金額	手数料金額合計
<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 工場等以外	m ² (m ²)	<input type="checkbox"/> 標準入力法等	① 円	①+②又は③ のうち、安価なもの 円
			<input type="checkbox"/> モデル建物法		
	<input type="checkbox"/> 工場等	m ² (m ²)	—	② 円	
	合計	m ² (m ²)	/	③※ 円	
<input type="checkbox"/> 2	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の非住宅部分	m ² (m ²)	—	円	円

◎※合計床面積を工場等以外として算出した金額

(注意)

1. 判定の別

判定の別に応じてチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

2. 手数料計算

- ① 区分、用途及び評価方法にあつては、該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ② 床面積には、適合性判定の対象床面積（増改築にあつては、既存部分も含めた床面積）を記入してください。
- ③ 増改築にあつて、既存部分のBEIを、技術的助言（令和2年11月2日付け国住建環第23号「既存建築物のエネルギー消費性能について」）に基づき1.2、1.1、提出する図書に記載された非住宅部分に係るBEI又は提出する図書に記載された基準一次エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量から算出される非住宅部分に係るBEIとして算定する場合の床面積は、既存部分の床面積を除いた値とすることができます。その場合は、②の記入と併せて、カッコ内に既存部分を除いた床面積を記載してください。

既存部分のBEIを、提出する図書に記載された非住宅部分に係るBEI又は提出する図書に記載された基準一次エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量から算出される非住宅部分に係るBEIとして算定することができるのは、次に掲げるいずれかの場合とします。

- (1) 法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受け、当該判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の副本及び適合判定通知書又はそれらの写しを提出する場合
- (2) 法第3章第2節、法附則第3条第2項及び同条第8項の規定に基づき届出又は通知を実施し、所管行政庁による受理印が押印され、又は受理した旨が示された書面若しくは記載（受付番号等の記載を含む。）がある届出書又は通知書の副本又はその写しその他市長が必要に応じて求める図書を提出する場合

- (3) 法第35条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受け、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定申請書の副本及び認定通知書又はそれらの写しその他市長が必要に応じて求める図書を提出する場合
- (4) 法第41条第1項に規定する建築物エネルギー消費基準に適合している旨の認定を受け、当該認定を受けた基準適合認定建築物に係る認定申請書の副本及び認定通知書又はそれらの写しその他市長が必要に応じて求める図書を提出する場合
- (5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定を受け、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画に係る認定申請書の副本及び認定通知書又はそれらの写しその他市長が必要に応じて求める図書を提出する場合
- (6) B E L S（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。）に基づく評価書及び当該評価に係る申請図書（非住宅部分の全てを評価しているものに限る。）又はそれらの写しその他市長が必要に応じて求める図書を提出する場合
- ④ 「工場等以外」と「工場等」の複合用途の場合には、各々の床面積で算出した金額の合計金額としてください。ただし、全体を「工場等以外」として算出した金額を超える場合は、全体を「工場等以外」として算出した金額としてください。
- なお、「工場等」とは、建築基準法上の用途が以下のものをいいます。
- ・工場
 - ・危険物の貯蔵又は処理に供するもの
 - ・水産物の増殖場若しくは養殖場
 - ・倉庫
 - ・卸売市場
 - ・農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
 - ・火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- ⑤ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の非住宅部分について建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするときは、当該計画にかかる認定通知書の写し及び概要が分かる配置図等を提出してください。